

「県立施設の難病患者等への観覧料等の減免に係る県条例の一部を改正する条例（案）」について

取組の背景

難病とは、治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾病です。このため、難病に罹った患者のうち、日常生活に大きな課題を抱えて生活されている方も多くいらっしゃいます。

また、同じく日常生活に課題を抱える障害者に対して、減免・助成制度や社会参加を促進するサービス等が設けられているものの、難病患者はいわゆる「制度の谷間」に陥り、このようなサービス等を受けることができないケースもあります。

期待される効果

現在、佐賀県条例における県立施設の観覧料等の規定では、減免対象として難病患者は明記されていません。今回の条例改正により、県立施設の利用を通じて、難病患者の社会参加の機会となることが期待されます。

また、指定管理者による管理運営施設や貸館による民間企業等の主催事等でも、直営の県立施設と同様、難病患者への減免について検討してもらうことで、本取組が県全体に波及することが期待されます。

改正の概要

佐賀県条例において、県有施設の観覧料等の免除又は減免できる対象としている「心身障害者」又は「障害者」の表記を、障害者総合支援法に定義する難病患者等を含んだ障害者の表記に改めます。

対象となる条例の条項

① 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例

(観覧料)

第3条 博物館及び美術館に入館し、博物館及び美術館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、博物館又は美術館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が特別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに 心身障害者

(2) 博物館及び美術館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は博物館及び美術館の行う展覧会に資料を出品している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

② 佐賀県立九州陶磁文化館条例

(観覧料)

第4条 陶磁文化館に入館し、陶磁文化館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、陶磁文化館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が特別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者

(2) 陶磁文化館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は陶磁文化館の行う展覧会に資料を出品している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

③ 佐賀県立名護屋城博物館条例

(観覧料)

第5条 博物館に入館し、博物館が展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、博物館が特別に展示する資料を観覧しようとする者は、知事が特別に定める額の観覧料を納入しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者

(2) 博物館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は博物館の行う展覧会に資料を出品している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

④佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例

(使用料の減免)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条ただし書の観覧料を免除する。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者

(2) 歴史館に資料を寄贈し、若しくは寄託している者又は歴史館の行う展覧会に資料を出品している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者

⑤佐賀県立都市公園条例

(使用料等の減免)

第10条 知事は、都市公園の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は入園料(以下「使用料等」という。)を減免することができる。

(1) 法第9条に規定する国等の行なう事業のために使用するとき。

(2) 地方公共団体に行なう事業(地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業を除く。)のため使用するとき。

(3) 障害者が公園施設を使用するとき。

(4) 障害者及びその介護者が吉野ヶ里歴史公園に入園するとき。

(5) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定するみどりの日その他知事が別に定める日に利用するとき。

(6) 営利を目的としない行為等で知事が特に認めたもの。

減免とする難病患者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の対象とする難病患者等

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証を所持する難病患者
- ・ 障害福祉サービス受給者証を所持する難病患者

今後のスケジュール

- ・ パブリックコメント（令和2年9月16日～10月15日）
- ・ 県議会への条例案提出（令和2年11月定例県議会）
- ・ 施行（令和3年4月1日予定） 準備が整い次第施行します。

障害者総合支援法における難病の定義について

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

○ 児童福祉法

第四条

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○ 障害者総合支援法施行令

(法第四条第一項の政令で定める特殊の疾病)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項の政令で定める特殊の疾病は、治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

○ 厚生労働省告示第七号（平成25年1月18日）

(障害者総合支援法第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度)

障害者総合支援法第四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める程度は、障害者総合支援法施行令別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度とする。